

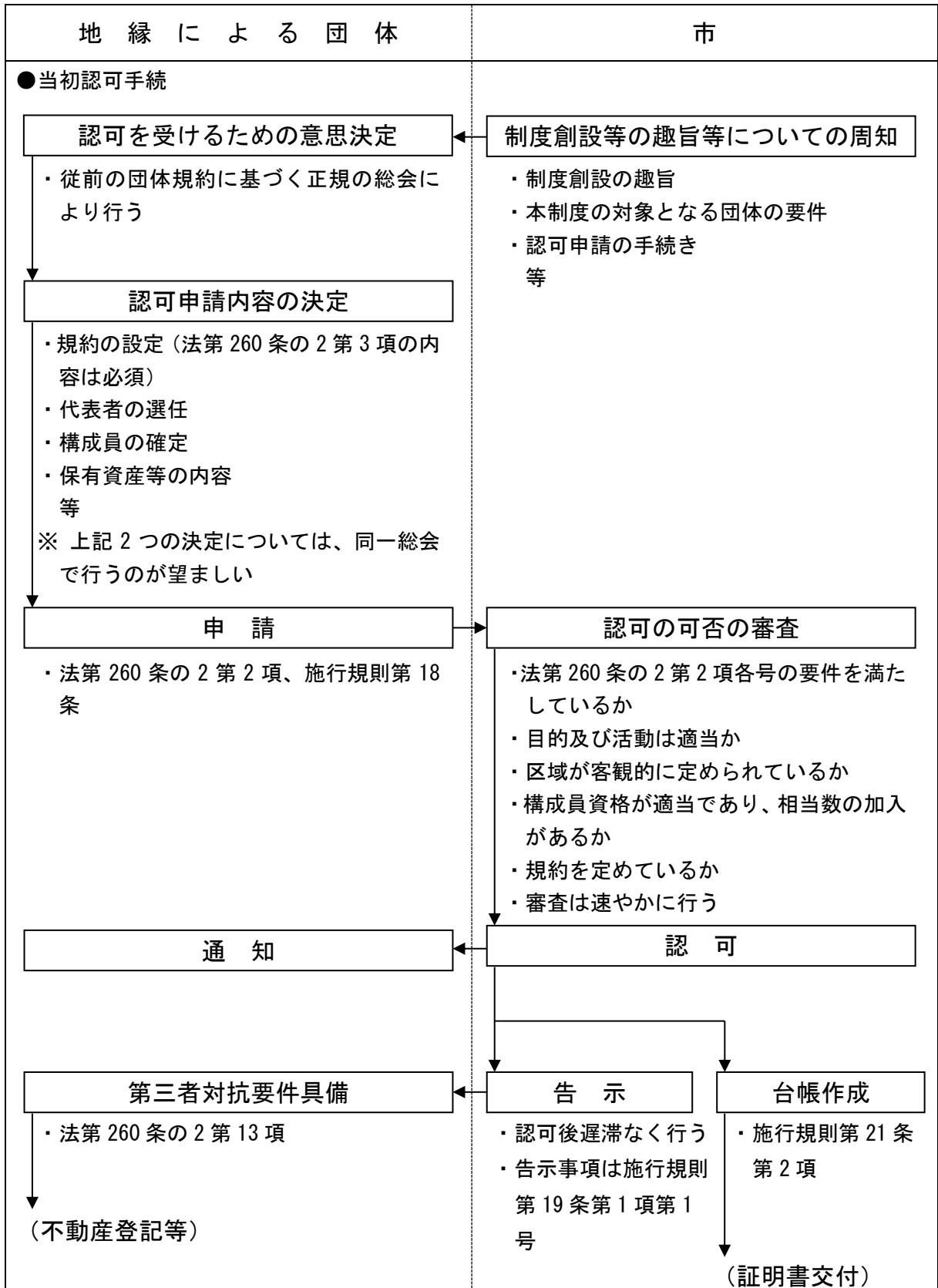
町内会法人化の手引

地域的な共同活動を円滑に行うために

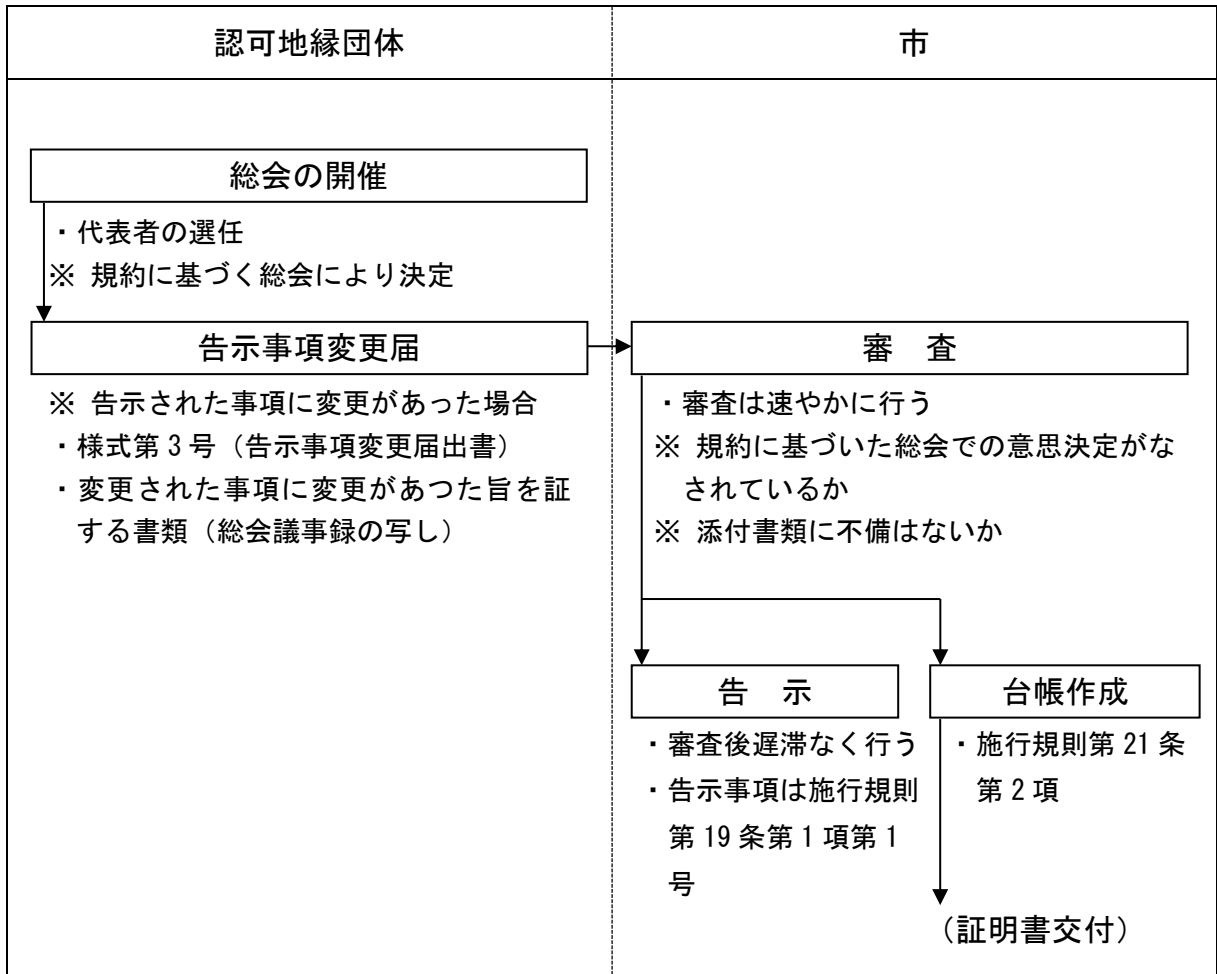
令和5年4月改訂

上 越 市

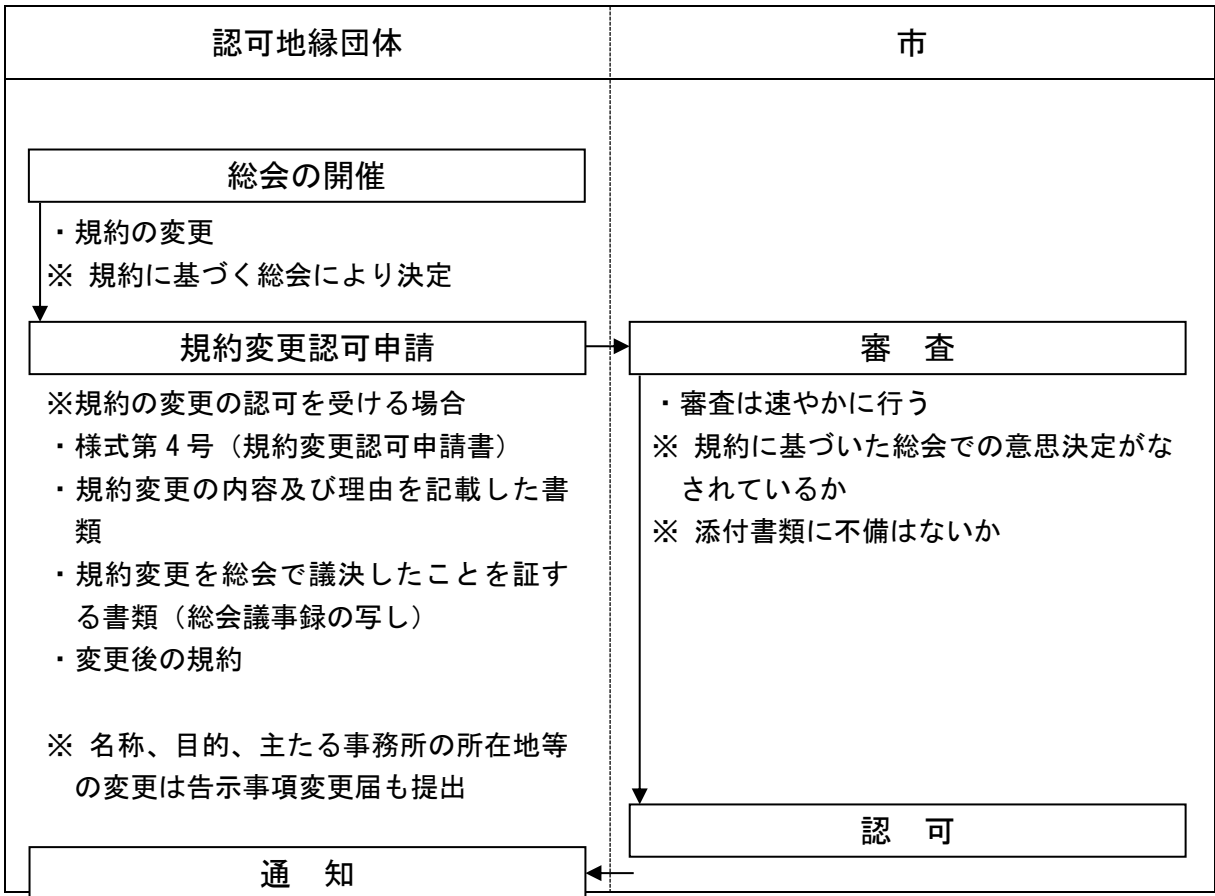
地縁による団体 認可の手続き



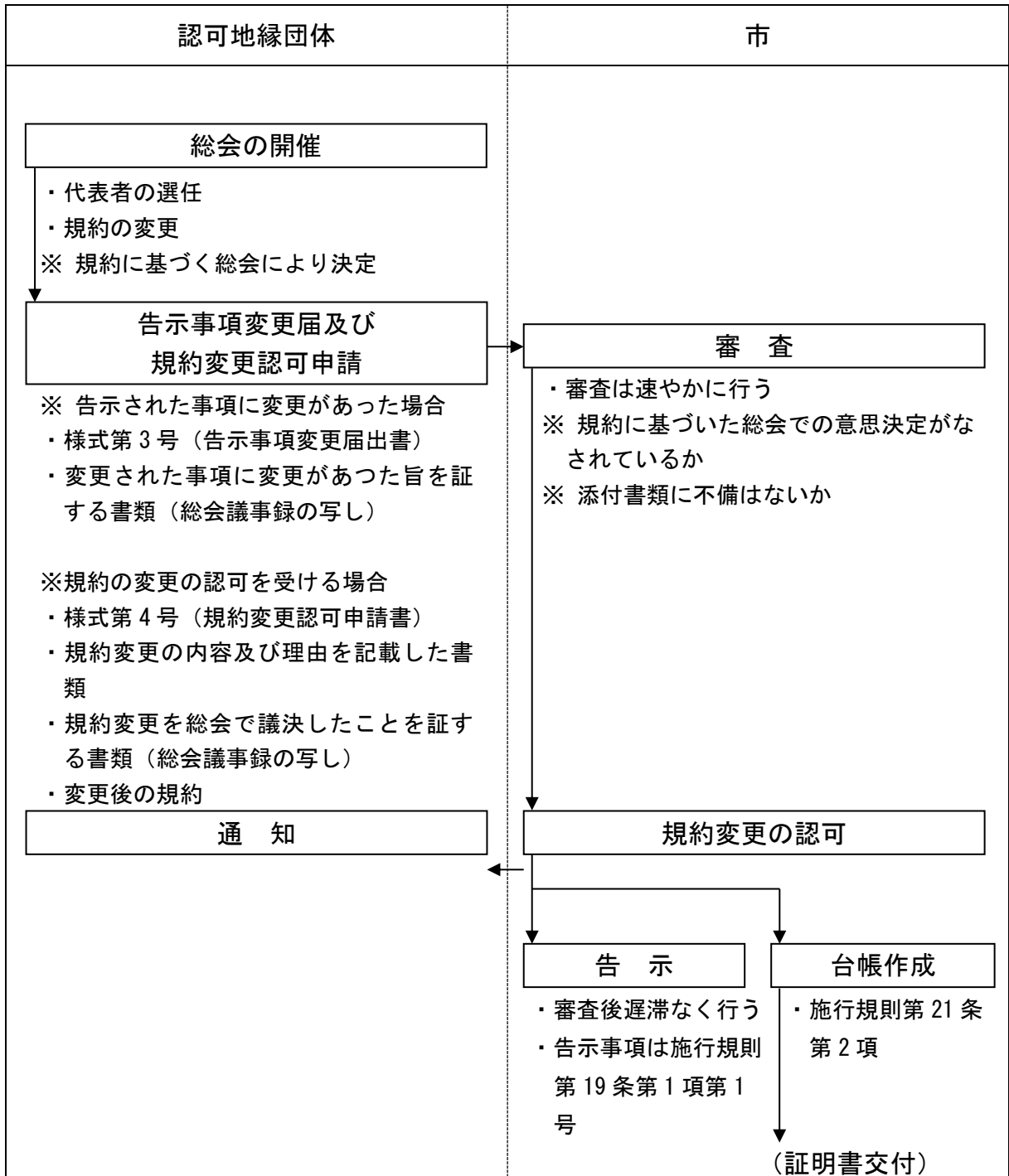
代表者の変更があった場合



規約を変更した場合



代表者・規約の変更があった場合



目 次

1	「地縁による団体」の法人化について	1
2	「地縁による団体」の認可の申請方法について	2
3	申請後の市の事務処理（認可と告示）	5
4	証明書の交付について	5
5	不動産登記等について	6
6	代表者（町内会長）の交代など告示された事項に変更があった場合	7
7	規約の変更について	7
8	税務上の取扱について	8
9	その他の事項	8
10	印鑑登録について	9
	〔地縁団体として認可されない事例〕	10
	〔保有資産目録（様式第5号）記載要領〕	12
	〔保有予定資産目録（様式第6号）記載要領〕	14

付録

○認可申請等の届出の様式（第1号～第5号）

- ・様式第1号 認可申請書
- ・様式第2号 証明書交付請求書
- ・様式第3号 告示事項変更届出書
- ・様式第4号 規約変更認可申請書
- ・様式第5号 承諾書
- ・解散届出書（参考）
- ・保有資産目録（参考）

○規約例

○地方自治法（抜粋）

○地方自治法施行規則（抜粋）

○上越市認可地縁団体印鑑条例と届出の様式

1 「地縁による団体」の法人化について

従来、いわゆる町内会または字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁による団体」という。）は、この団体の名義で不動産登記ができないことなどから、財産上の種々の問題が生じることがありました。これに対処できるよう法律上権利能力を付与するための措置を講ずることとなり、平成3年4月に地方自

治法の一部が改正され、自治会、町内会などの地縁による団体が、一定の要件を満たす場合に、市町村の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となる制度（認可地縁団体制度）が設けられました。

このように、これまでは不動産等を保有、または保有する予定がある団体が認可の対象でしたが、令和3年11月の地方自治法の一部改正により、「地域的な共同活動を円滑に行うため」が認可要件となり、今後は不動産等の保有の有無・予定に関わらず、認可を受けることができるようになりました。

地縁による団体の認可申請は、次の「ア」から「エ」までのすべての要件を満たす団体の代表者が行います。これらの要件は、認可の際に活動が安定的で確固たる団体であることを確認するためのものです。

ア その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

イ その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

※ 当該地縁による団体の構成員だけでなく、その他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であるということです。

ウ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。

※ 「婦人会」「老人会」というものは含まれません。年齢や、性別などの制限があるためです。

エ 規約を定めていること。

なお、この規約には、「①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項」を記載すべきものとされています。

(法第 260 条の 2 第 2 項及び第 3 項)

※ 法人となるのですから、社会法人、財団法人における定款、寄附行為と同様に規約をはっきり定める必要があります。

法人になることにより、第三者と取引したりすることを考えると、規約に基づいて総会を開き、意思を決定する必要が生じます。また資産の管理の方法、処理方法等についても「処分する場合は総会で決定する。」など、はっきり明示してください。

以上、4 つの要件を満たしていれば、市町村長が認可することになります。

2 「地縁による団体」の認可の申請方法について

地縁による団体の法人化には、市町村長(以下「市長」とする。)の認可が必要です。認可申請は、その代表者が、地方自治法施行規則第 18 条に定める別記申請書(様式第 1 号)に次の(1)～(5)に掲げる書類を添えて市長に対して行ってください。

また、令和 3 年 5 月の地方自治法により、保有財産目録若しくは保有資産予定目録の提出が不要となりました。申請時の提出は不要ですが、規約において資産に関する事項を記載する必要があることから、各団体において保有資産の目録を作成しておく必要があります。

(1) 規 約

法人になるためには、社団法人等の定款と同じ意味を持つ規約が必要です。その規約には次の 8 項目について記載していただく必要があります。

(詳細は「規約例」を参照ください)

ア 目的

その区域の住民相互の連絡、環境の整備あるいは、子ども会や敬老会の世話など、良好な地域社会の形成を維持し、活動を行っていることをできる限り具体的に定めてください。

イ 名称

名称に制限はありませんが、誤解を招きやすいものは避けてください。

※ 「スポーツ少年団」という名称でも、前記 4 つの要件を満たしていれば、認可されます。ただし、商法等他の法律に名称の制限があれば、その名称は

使用できません。

ウ 区域

法律上、法人として位置付けられますので、はっきりと明示する必要があります。皆さんが活動している現在の区域を表示してください。

※ これは申請に先立ち、区域を変更したり新たに作らないで、従来活動している区域で申請していただきたいということです。

また、団地ができて新たに町内会を作る場合は、まだ活動していませんし、今後継続して活動していくのかも未定の状態ですので、ある程度活動の目安が確定していることが条件です。

エ 主たる事務所の所在地

集会施設の所在地、代表者の自宅どちらでも結構です。

(例) 事務所・・・「上越市〇〇町〇丁目〇番〇号」または「代表者の自宅」

オ 構成員の資格に関する事項

誰でも会員になれるというもので、加入を拒まないことが必要です。これは、日本の憲法下の個人はすべて平等であるという考え方で、昔の戸主の考え方は今の憲法の中にはありません。したがって、世帯という意思表示の単位は、法制上とることができませんので、区域に住所を有するすべての個人が地縁による団体の構成員となり得ること及び正当な理由のない限り、個人の加入を拒んではならないことを必ず定める必要があります。

※ 法第 260 条の 2 第 7 項では、「正当な理由」があれば入会を拒めることになっていますが、その者の加入によって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするこの地縁による団体の目的及び活動が、著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上からも客観的に妥当と認められる理由がある場合をいうものです。これは極めて例外的な場合と考えてください。

カ 代表者に関する事項

一般的には、町内会長を代表者に選んでいただきますので、役員（もちろん町内会長を含む）の種別、選任、職務、任期等について、規定する必要があります。

キ 会議に関する事項

総会、臨時総会など団体の基本的な議決権を持つ会議について、招集方法や議決の方法について規定する必要があります。

ク 資産に関する事項

地縁による団体が所有する、もしくは保有する資産及び権利等の管理及び処分の方法について規定する必要があります。

ケ その他の注意事項

法第 260 条の 2 第 9 項には、認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならないことを定めています。

※ 政党の後援団体というものがありますが、それと同様の活動をしてもらっては困るということです。ただし、政党ではなく、例えば市議会議員に立候補した人の選挙演説に事務所を貸すとか、町内会で個人の政治活動、自分たちの団体にとってはよい地域社会を形成していくためにある程度必要だということにおいて、応援したりすることは差し支えありません。つまり、政党の後援団体とは違うということに注意して活動していただきたいということです。

(2) 認可を申請することについて総会で議決をしたことを証する書類

認可申請を議決した総会の議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名押印のあるもの）で結構です。

※ 団体の性格を変えるということですので、総会で全員の意思のもとで決めていただく必要があるということです。

(3) 構成員の名簿

構成員全員の氏名及び住所を記載してください。

なお、構成員となれる人は世帯主だけでなく、子どもまで含めた全員が対象となります。これは、法人になるという意味から考えますと、世帯主だけしか意思表示ができないということができないからです。

また、子どもや高齢者の加入を拒むことはできませんが、逆にそうした方たちが自らの意思で構成員とならないことは自由です。したがって、子どもや高齢者が入っていないから認可されないということにはなりません。

(4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

一般には、前年度の活動実績報告書や今年度の活動計画書などで十分です。ただし、昨年こういう活動をしました。1・・・、2・・・、3・・・、以上。というのでは不十分です。○月○日××△△の活動を行ったとか、4半期ごとにまとめてあるなど、客観的に年間を通して活動していることが理解できるものであれば結構です。

(5) 申請者が代表者であることを証する書類

ア 申請者を代表者に選出した総会の議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名押印のあるもの）・・・(2)に含まれていても結構です。

イ 申請者の承諾書（申請者の署名押印のあるもの）

この両方が必要です。

3 申請後の市の事務処理（認可と告示）

地縁による団体からこの申請が行われ、その内容が4つの要件をすべて満たす場合、市長は認可を行わなければなりません。（法第260条の2第5項）

市長はこの認可を行ったときは、これを告示しなければなりません。また、告示した事項に変更が合った場合も同様です。（法第260条の2第10項）

市長が告示する内容は次のとおりです。

(1) 設立の認可を行った場合

ア 名称

イ 規約に定める目的

ウ 区域

エ 主たる事務所

オ 代表者の氏名及び住所

カ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

キ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

- ク 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ケ 認可年月日
- (2) 解散した場合（破産による場合を除く）
 - ア 名称
 - イ 区域
 - ウ 主たる事務所
 - エ 清算人の氏名及び住所
 - オ 解散事由
 - カ 解散年月日
- (3) 清算終了の場合
 - ア 名称
 - イ 区域
 - ウ 主たる事務所
 - エ 清算人の氏名及び住所
 - オ 清算終了年月日
- (4) (2)、(3)の場合及び破産による場合を除くほか、告示した事項に変更があった場合
 - ア 告示した事項のうち変更があった事項及びその内容
 - ※ なお、認可を受けた地縁による団体は、告示があるまでは地縁による団体になったこと及び告示された事項をもって第三者に対抗（権利を主張すること）することができませんので注意が必要です。（法第 260 条の 2 第 13 項）

以上の手続により、地縁による団体は法人となります。したがって、一般法人のよ
うな法務局へ認可のための届出等の行為は、不要です。

なお、市長は認可を受けた地縁による団体が法人として認可するための要件のい
ずれかを欠くこととなったときまたは、不正な手段により認可を受けたときは、この認
可を取り消すことがあります。

4 証明書の交付について

法人となった地縁による団体は、市長に対し証明書交付請求書（別紙様式第 2 号）

を提出することにより、証明書（写）の交付が受けられます（有料）。郵送による請求も可能です。（法第 260 条の 2 第 12 項、施行規則第 21 条）

市では、告示した事項を記載した台帳（これが法人登記簿となります）を作成していますので、前述の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付します。

5 不動産登記等について

法人となった地縁による団体の不動産登記は、一般法人の不動産登記の手続きと同じです。4 の証明書を持って法務局に行き、「今回法人になった〇〇町内会ですが、この不動産を法人名義で登記したい。」と申し出れば、法務局で円滑に処理されることになっています。

（詳細は、新潟地方法務局上越支局へお尋ねください。電話 525-4133）

その他、規約の範囲内で法人としての権利能力を有します。したがって、規約の目的と全く関係のない行為等については、権利能力を有するわけではありません。これは一般の法人にあっても同様です。

6 代表者（町内会長）の交代など告示された事項に変更があった場合

市長の認可を受けた地縁による団体は、告示された事項（代表者の氏名及び住所等）に変更があった場合には、変更届出書（別紙様式第 3 号）に、告示された事項に変更があったことを証する書類を添え、市長に届け出なければなりません。

（法第 260 条の 2 第 11 項、施行規則第 20 条）

ただし、名称、目的、事務所の位置、区域等の変更は、規約も変更となりますので次の 7 による手続が必要です。

7 規約の変更について

規約を変更する場合には、別添申請書（別紙様式第 4 号）に規約の変更の内容及びその理由を記載した書類並びにその規約の変更を総会で議決したことを証する書類（議事録等）を添付し、市長に申請しなければなりません。

（法第 260 条の 3、施行規則第 22 条）

したがって、変更した規約は市長の認可を受け、告示された日をもって効力を持つ

こととなります。

8 税務上の取扱について

- (1) この法律によって認可を受けた地縁による団体は、法人税法上、同法第 2 条第 6 号に規定される公益法人等とみなされます。そのため、収益事業を行わない限りは法人税を納税する必要はありません。(同法第 4 条第 1 項)
- (2) 消費税についても、消費税法別表第三に掲げる法人として扱われますが、消費税は国、地方公共団体にも課せられるものであり、人的非課税とはなりません。ただ、その課税売上高が 1,000 万円以下は免税となり、申告納税の義務はありません。(消費税法第 9 条第 1 項)
- (3) 固定資産税、不動産取得税においては、「地縁による団体」に対する特別な措置は講じていません。(非課税とはなりません) したがって、従来どおり集落センター及びその敷地等公益的な目的のための不動産の取得、保有については減免の申請を行っていただくことになります。
- (4) 不動産登記の際、納付する登録免許税についても特に措置は講じられていませんので、従来どおり支払っていただくことになります。

9 その他の事項

- (1) 認可を受けた地縁による団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものですので、営利活動(営利活動、農林水産業に関する活動及び森林の経営・管理・保全または入会林野、もしくは旧慣使用林野の管理・利用に関する活動をいう。)を目的とするものではありません。
- (2) 認可を受けた地縁による団体が、仮に本来の活動に付随して営利活動等を行う場合においても、規約に定める目的を達成するために必要な限りにおいて行うものとし、地域における農林水産業者等の事業活動に支障を及ぼさないものとしてください。
- (3) 認可を受けた地縁による団体は、その活動を行うに当たっては地域における商工会・商工会議所等を含めた公共的団体の活動を尊重し、これらとできる限り連携を図ることに努めてください。

10 印鑑登録について

認可を受けた地縁による団体の代表者等は、必要に応じて、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができます。主に、不動産等を売却する場合や融資を受けるに際して銀行から求められた場合に必要となります。

印鑑登録、印鑑証明には定められた申請が必要となります。

参考に「上越市認可地縁団体印鑑条例」と届出の様式を掲載してあります。詳しくは担当者にご相談ください。

(担当：地域政策課または 各区総合事務所の総務・地域振興グループ)

地縁団体として認可されない事例

項目	地縁団体として認可されない場合	左の事例
1 目的	(1) 特定の目的のみをもつ団体	①スポーツ少年団 ②〇〇地区芸能の会
	(2) 政党に関する事項を目的に掲げる団体	
2 構成員	(1) 一定区域の住民すべてが、構成員になれない団体	世帯主のみを構成員とする旨定める団体
	(2) 一定区域に住所を有する以外に、年齢性別等、特定の要件を有する団体	①老人会・・・年齢 ②婦人会・・・性別
	(3) 「個人」を構成単位としない団体	①「単位自治体」を構成単位とする団体 ②「世帯」を構成員とする団体
	(4) 区域外の住民を構成員とする団体	「1丁目町内会」に2丁目町内会の住民が入会している団体 (注)「区域外の住民」や「法人」は、賛助会員（賛助を目的とするのみ。正会員のように議決権は有しない）となることができます。
	(5) 区域内住民のうち、ごく少数の住民しか加入していない団体	

	<p>(6) 正当な理由なくして、加入を拒む団体</p> <p>(注) 正当な理由が認められているのは、極めて例外的な場合です。(2 ページ下段 オの項目を参照)</p>	
3 代表者	代表者が数人である団体	理事数人が各自代表権を行使する団体
4 会議の議決	構成員のうち、議決権を有するものが限定されている団体	特定の者のみが議決権を有する団体
5 資 産	<p>①不動産（土地、建物等）</p> <p>②不動産に関する権利（地上権、賃借権等）</p> <p>③金融資産で登録されるもの（国債、地方債社債）</p> <p>上記①～③を有する予定のない団体</p>	<p>①現金のみを保有する団体</p> <p>②自動車、機械のみを保有する団体</p>

保有資産目録記載要領

1 不動産

ア 建物

○名称

○○町内会集会所、○○公民館等の名称が付されている場合は、これによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること。

(参照：不動産登記法施行例第6条)

○延床面積

不動産登記法施行令第8条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとする。

(注) 不動産登記法施行令第8条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（一棟の建物を区分した建物については、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てる。」

○所在地

市区町村内の地番（不動産登記法第91条、同法施行令第1条、第2条）及び家屋番号（同法第91条、同法施行令第5条）まで記載すること。

イ 土地

○地目

不動産登記法施行令第3条に定める区分により定めるものとする。

(注) 不動産登記法施行令第3条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区別して定める」

○面積

不動産登記法施行令第4条に定める「地積」と同一とすること。

(注) 不動産登記法施行令第4条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は切り捨てる。」

○所在地

市区町村内の地番（不動産登記法第7条、同法施行令第1条、第2条）まで記載すること。

（立木の所有権については、1（1）イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第15条第2号）、「面積」を「数量」（同法第15条第2号、立木登記規則第8条）と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第15条第1号の事項に留意すること。）

（注） 立木に関する法律第15条第1号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於ては、その部分の位置及び地積、その部分を表示すべき名称又は番号あるときは、その名称又は番号」

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

○権原

不動産登記法第1条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。

（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

○不動産の種類

土地、建物及び立木の区分によること。

○所在地

原則として1に同じ。

(2) 地域的な共同活動を行うためのその資産

○資産の種類及び数量

国債、地方債、社債といった区分により、銘柄（公社債の場合は、「何会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は、「何分利付何債」）、券面金額及び取得金額を記入すること。

※ 権原とは、ある法律行為又は事実的行為を行うことを正当とする法律上の原因をいいます。例えば、他人の土地に工作物を設置する権原は、地上権、賃借権をさします。

保有予定資産目録記載要領

1 不動産・・・所有権を取得する予定不動産について記入すること。

○不動産の種類

土地、建物及び立木の区分による。

○取得予定時期

売買等により不動産の所有権を取得する予定時期を、少なくとも年月まで記載すること。なお、「取得予定時期」は認可申請年月日とできる限り接近していることが望まれる。

○所在地

原則として市区町村内の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号）まで記載するものとするが、住居表示によっても差し支えない。

2 不動産に関する権利等

○資産の種類

不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。

金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記入すること。

○権原

不動産の場合には、不動産登記法第1条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

○保有予定時期

1に同じ。

年 月 日

（宛先）上越市長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

令和 年 月 日

（宛先）上越市長

氏 名

住 所

証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法第 260 条の 2 第 10 項の規定により告示された事項に関する証明書の交付を請求
します。

請求に係る団体の名称

請求に係る団体の主たる事務所の所在地

証 明 書 通

年 月 日

（宛先）上越市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 町内会

所在地 上越市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 上越市

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があつたので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があつた事項及びその内容
- 2 変更の年月日
年 月 日
- 3 変更の理由

年 月 日

（宛先）上越市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 町内会

所在地 上越市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 上越市

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 の規定により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類
別紙議事録のとおり

年 月 日

(宛先) 上越市長

氏 名

住 所

公告結果（承諾）の情報提供 交付請求書

地方自治法第 260 条の 38 第 2 項の規定により公告（承諾）した結果に関する情報提供について同条第 4 項の規定に基づき交付を請求します。

1. 請求に係る団体の名称

2. 請求に係る不動産

・建物

名 称	延床面積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名または名称及び住所

氏名または名称

住 所

年 月 日

(宛先) 上越市長

解散した認可地縁団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

精算人の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

解 散 届 出 書

地方自治法第 260 条の 20 により、地縁による団体を解散しましたので、別添議決があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

1 解散事由

2 解散年月日

(別添書類)

1 解散することについて総会で議決したことを証する書類

保有資産目録

町内会

令和 年 月 日現在

1 不動産

ア 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
	m ²	上越市

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
	m ²	上越市

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量
1.
2.

〇〇町内会規約（会則）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2）美化・清掃等区域内の環境の整備
- （3）集会施設の維持管理
- （4）自治体に対する要望等
- （5）趣味・レクリエーション等文化活動
- （6）前各号に掲げるもののほか必要と認める活動

（名称）

第2条 本会は、〇〇町内会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、上越市〇〇全域とする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、上越市〇〇町×番□号に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会は、前項に規定する者のほか、次の者を賛助会員として参加させることができる。

- （1）本会の区域内に事務所または店舗を有し、本会の趣旨に賛同する法人及び団体

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒ん

ではない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人の申し出があった場合

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人 (会計 〇人・書記 〇人)
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況または業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度〇回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は会員の所属する世帯の会員数分の一とすることができる。

- (1) 会費決定に関する事項
- (2) 事業計画及び予算の決定・変更に関する事項
- (3) 事業報告書、収支計画書、財産目録及び監査結果等の承認に関する事項
- (4) 町内会館管理運営に関する事項
- (5) その他○○○○○○○○○に関する事項

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催の目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を示し、招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を示し、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中、「総会」とあるのは「役員会」と「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定

めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、上越市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年〇月〇日までとする。

地方自治法（抜粋）

最終改正：令和4年12月16日号外法律第104号

〔地縁による団体〕

第二百六十条の二 町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便または信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、または不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

[規約の変更]

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表〕

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約または総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人または検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人または検察官の請求により、特別

代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約または総会の決議で、一人または数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況または業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- ② 総構成員の五分之一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分之一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

〔総会の決議事項〕

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあ

るときは、この限りでない。

[構成員の表決権]

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、または代理人によつて表決をすることができる。
- ③ 前項の構成員は、規約または総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。
- ④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

[表決権のない場合]

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

[総会の決議方法]

第二百六十条の十九の二 この法律または規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面または電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- ② この法律または規約による総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面または電磁的方法による合意があつたときは、書面または電磁的方法による決議があつたものとみなす。
- ③ この法律または規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面または電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- ④ 総会に関する規定は、書面または電磁的方法による決議について準用する。

[認可地縁団体の解散事由]

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

〔解散の決議〕

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てによりまたは職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算中の認可地縁団体の能力〕

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、または総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、または清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求によりまたは職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求によりまたは職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告等〕

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅延なく、公告をもつて、債権者

に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

- ② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。
- ③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- ④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期限経過後の債権の申出〕

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- ② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- ③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、または権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- ④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、またはその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

[清算終了の届出]

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

[仮代表者の選任等に関する事件の管轄]

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者または特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

[不服申立ての制限]

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

[裁判所の選任する清算人の報酬]

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

[検査役の選任]

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- ② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

[認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例]

第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）または所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員またはかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人またはこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」

という。)の全部または一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存または移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
 - 三 当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員またはかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - 四 当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者または当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。
- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の三十九 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定

する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

[過料]

第二百六十条の四十 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者または清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項または第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項または第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、または不正の公告をしたとき。

地方自治法施行規則（抜粋）

最終改正：令和4年8月12日総務省令第54号

〔地縁による団体が行う申請〕

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
 - 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 構成員の名簿
 - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - 五 申請者が代表者であることを証する書類
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔地縁による団体を認可した場合の告示〕

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第一百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日

二 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合

イ 名称

ロ 規約に定める目的

ハ 区域

ニ 主たる事務所

ホ 代表者の氏名及び住所

ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 森林組合法第百条の二十二第二項第七号の日または同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

三 解散した場合（破産による場合を除く。）

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 解散事由

ヘ 解散年月日

四 清算終了の場合

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算終了年月日

五 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

[告示事項の変更についての届出]

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

[告示事項の証明書の請求]

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

[規約変更の認可申請]

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(電磁的方法)

第二十二条の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイまたはロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

[電磁的方法による決議に係る構成員の承諾]

第二十二條の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面または電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部または一部から書面または電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

[登記関係者の所在が知れない場合の公告の申請]

第二十二條の二の三 地方自治法第二百六十條の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存または移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
- 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十條の三十八第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 三 申請者が代表者であることを証する書類
- 四 地方自治法第二百六十條の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

[公告事項]

第二十二條の三 地方自治法第二百六十條の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十條の三十八第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- 二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
- 三 申請不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて異議を述べることができる

者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人または申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

- 2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。
- 3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

[公告に係る情報提供]

第二十二条の四 地方自治法第二百六十条の三十八第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

- 2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

[公告に係る通知]

第二十二条の五 地方自治法第二百六十条の三十八第五項に規定する通知は、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

- 2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

上越市認可地縁団体印鑑条例

平成 5 年 3 月 26 日

条例第 3 号

(目的)

第1条 この条例は、町または字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けたもの(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明について必要な事項を定め、もって認可地縁団体の利便を増進するとともに取引の安全に寄与することを目的とする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次に掲げる者が選任されているときは、代表者に代えてこれらの者とする。

- (1) 裁判所により選任される職務代行者
- (2) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 法第260条の24または第260条の25に規定する清算人

(登録の申請)

第3条 前条に規定する認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者(以下「代表者等」という。)で認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものは、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参し、市長に申請しなければならない。

(登録)

第4条 市長は、前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「法施行規則」という。)第21条第2項の規定により作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項等と照合するほか、必要な事項について審査し、登録するものとする。

(登録印鑑)

第5条 登録できる認可地縁団体印鑑の数は、1認可地縁団体につき1個とする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

(2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるものまたは1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの

(3) 印影を鮮明に表しにくいもの

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が適当でないとするもの

(登録事項)

第6条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。

(1) 登録番号

(2) 登録年月日

(3) 認可地縁団体の名称

(4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地

(5) 認可地縁団体の認可年月日

(6) 登録資格

(7) 代表者等の氏名

(8) 代表者等の生年月日

(9) 代表者等の住所

(10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要とする事項

(登録事項の修正)

第7条 市長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項について変更が生じたとき(第9条第2項に該当する場合を除く。)は、職権でこれを修正するものとする。

(登録廃止の申請)

第8条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、市長に申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに当該印鑑の登録の廃止を市長に申請しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 市長は、前条の規定による申請を適正とするときは、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、職権で認可地縁団体印鑑の登録を抹消するも

のとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたとき。
- (2) 認可地縁団体が法第260条の20の規定により解散したとき。
- (3) 認可地縁団体の名称または代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと市長が認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるほか、認可地縁団体印鑑の登録の抹消すべき事由が生じたとき。

3 市長は、前項第3号または第4号の規定に該当し認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、当該認可地縁団体印鑑の登録を受けていた者に通知するものとする。

(印鑑登録証明書の交付)

第10条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項に基づき審査するとともに、当該申請書に押印された印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影とを照合し、当該申請を適正と認めるときは、当該申請をした者に認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(印鑑登録証明書の記載事項)

第11条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (3) 登録資格
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

(代理人による申請)

第12条 法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任状により当該代理人が第3条、第8条第1項及び第2項並びに第10条第1項の規定による申請を行うことができる。

(閲覧の禁止)

第13条 認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録または証明に関する書類は、

閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録または証明の事務に関し、関係者に対して質問し、または必要な事項について調査することができる。

(上越市行政手続条例の適用除外)

第15条 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する市長の処分については、上越市行政手続条例(平成8年上越市条例第47号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市町村合併に伴う特例)

2 安塚町認可地縁団体印鑑条例(平成15年安塚町条例第5号)、浦川原村認可地縁団体印鑑条例(平成5年浦川原村条例第1172号)、大島村認可地縁団体印鑑条例(平成9年大島村条例第40号)、牧村認可地縁団体印鑑登録証明条例(平成5年牧村条例第36号)、柿崎町認可地縁団体印鑑規則(平成8年柿崎町規則第13号)、大潟町認可地縁団体印鑑条例(平成15年大潟町条例第30号)、頸城村認可地縁団体印鑑条例(平成12年頸城村条例第33号)、中郷村認可地縁団体印鑑条例(平成10年中郷村条例第12号)、板倉町認可地縁団体印鑑条例(平成6年板倉町条例第24号)、清里村認可地縁団体印鑑条例(平成8年清里村条例第19号)、三和村認可地縁団体印鑑条例(平成8年三和村条例第1号)及び名立町認可地縁団体印鑑条例(平成16年名立町条例第16号)に基づきなされた認可地縁団体印鑑の登録、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付その他の行為は、それぞれこの条例の相当する規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成8年条例第47号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年3月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第187号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第51号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

上越市認可地縁団体印鑑登録申請書

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地		
	(登録資格)	()	生 年 月 日
	氏 名		年 月 日
	住 所		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

年 月 日

(あて先)上越市長

申 請 者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	
	住 所	
	氏 名	

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 登録資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人または清算人のいずれかを記載してください。

第2号様式(第3条関係)

上越市認可地縁団体印鑑登録原票

登 録 印 鑑

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日

認 可 地 縁 団 体 の 名 称		
認 可 地 縁 団 体 の 主たる事務所の所在地		
認 可 地 縁 団 体 の 認 可 年 月 日		年 月 日
登 録 資 格		
代 表 者 等 に 関 する 事 項	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	
備 考		

第3号様式(第4条関係)

上越市認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地		
	(登録資格) 氏名	()	生年月日 年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

年 月 日

(あて先)上越市長

申 請 者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	
	住所	
	氏名	

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人または清算人のいずれかを記載してください。

第4号様式(第5条関係)

令和 年 月 日

様

上越市長 印

上越市認可地縁団体印鑑登録抹消通知書

下記のとおり貴団体の認可地縁団体印鑑の登録を抹消したので通知します。

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
抹 消 年 月 日	年 月 日
抹 消 理 由	<input type="checkbox"/> 認可地縁団体の名称または代表者等の氏名の変更により印鑑登録として適当でなくなったため <input type="checkbox"/> その他

第5号様式(第6条関係)

上越市認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地		
	(登録資格)	()	生 年 月 日
	氏 名		年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____枚の交付を申請します。

年 月 日

(宛先)上越市長

申 請 者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	
	住 所	
	氏 名	

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人または清算人のいずれかを記載してください。

第6号様式(第6条関係)

上越市認可地縁団体印鑑登録証明書

印影	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
	(登録資格) 氏名	()	生年月日 年 月 日

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

議事録見本

〇〇町内会総会（臨時総会）議事録

1. 招集月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
2. 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前・午後〇〇時〇〇分
3. 開催場所 〇〇町内会館〇階ホール
4. 会員数 〇〇〇人
5. 出席者数 〇〇〇人（内委任状〇〇〇人）
6. 議事の経過の要領

*世帯数でないので注意

定刻になったので、司会者〇〇は開会を宣し、町内会長に挨拶を求めた。

〇〇町内会長は、会員各位の協力に感謝とお礼を述べ、今後も〇〇町内会の発展に協力をお願いするとの挨拶があった。

次に司会者は、議長の選任について、その方法を議場に諮ったところ、司会者一任との声が多数あり、司会者は、一任で良いかを出席者に諮ったところ、全員の同意があったので、議長に〇〇〇〇氏、書記に〇〇〇〇氏を指名した。

〇〇議長は、議長席に書記は書記席に着き議事に入った。

ここで議長は、本日の出席者数が〇〇〇人（内委任状〇〇〇人）で、規約第〇条により定足数に達しており、本総会は成立する旨議場に報告した。

次いで議長は、出席者の承認を得て議事録署名人に、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名を指名した。

以下審議に入る。

第1号議案 任期満了に伴う役員改選について

議長は、第1号議案を上程し、〇〇町内会長の説明を求めた。

〇〇町内会長は、役員を選出方法は選挙によることとし、選挙管理委員を設けて投票をお願いしたい旨議長に要請した。

議長は、選挙管理委員に〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏を指名した。

以降選挙は、町内会長、副町内会長、協議員、監査員の順に投票が行われ、以下の当選者が決定した。

町内会長	〇〇〇〇
副町内会長	〇〇〇〇
協議員	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
監査員	〇〇〇〇、〇〇〇〇

議長は、当選者に対し、令和〇〇年〇月〇日付けの役員承諾の可否を諮ったところ、当選者全員承諾した。

議長は、本日の議案は全て終了した旨を告げ、書記に議事録の報告をさせ、議長席を離れた。

時に〇〇時〇〇分であった。

司会者は、〇〇時〇〇分閉会を告げた。

尚、議事の経過を明確にするため議長並びに議事録署名人が記名捺印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印